

(仮称) 島松地区複合施設整備・管理運営事業
募集要項

令和6年(2024年)9月12日

恵庭市

目 次

第1章 事業内容に関する事項	1
1. 事業名	1
2. 施設の管理者	1
3. 事業概要	1
4. 事業内容	1
5. 事業スケジュール	1
6. 事業手法	1
7. 本施設の構成	2
8. 事業者の業務範囲	2
9. 恵庭市の業務範囲	2
10. 事業者の収入	2
11. 事業者の負担の区分	3
12. 事業費限度額	3
13. 事業期間終了時の取扱い	3
第2章 事業者の募集及び選定に関する事項	4
1. 事業者の募集及び選定方法	4
2. 事業者の募集及び選定スケジュール	8
3. 募集要項等の公表	8
4. 募集要項等に関する質問等の受付及び回答	8
5. 参加資格確認に関する手続	9
6. 提案書類の受付	9
7. プレゼンテーションの実施	10
8. 優先交渉権者の決定	10
第3章 提案書類の審査	11
1. 審査方法	11
2. 審査事項	11
第4章 事業契約に関する事項	12
1. 基本協定書の締結	12
2. 事業者との仮契約の締結	12
3. 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）	12
4. 契約保証金	12
5. 費用の負担	12
6. その他	12
第5章 その他事業の実施に関して必要な事項	13
1. 応募に伴う費用負担	13

2. 情報公開及び情報提供.....	13
3. 提出書類の取扱い.....	13
4. 募集要項等に関する問合せ先.....	13

第1章 事業内容に関する事項

1. 事業名

(仮称) 島松地区複合施設整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）

2. 施設の管理者

恵庭市長 原田 裕

3. 事業概要

本事業は、島松地区における「公共施設の老朽化対策および子育て関連施設の狭隘化の解消」、「島松駅周辺における賑わい創出」に向けて、【公共施設の複合化による効率的な運営】、【誰もが集まる・活用できる空間の整備】を目指し施設の整備及び管理運営を行うものである。

4. 事業内容

本事業は、(仮称) 島松地区複合施設（以下「本施設」という。）の整備、運営業務を事業期間にわたって実施するものである。

事業者は、本施設を賑わいの拠点とすべく事業者の提案による創意工夫のもと、施設整備を行い、業務期間中の効率的な運営を行うものとする。

5. 事業スケジュール

本事業のスケジュール（予定は）は、次のとおりとする。

内容	時期
優先交渉権者の選定及び公表	令和7年（2025年）1月
事業契約の締結	令和7年（2025年）2月
既存駐輪場等解体撤去業務期間※ ¹	令和7年（2025年）4月～6月
設計・建設業務期間	令和7年（2025年）2月～ 令和9年（2027年）1月末日
維持管理・運営業務開始	施設引渡日の翌日から
開館準備期間	施設引渡日の翌日から令和9年2月28日
供用開始※ ² 日	令和9年（2027年）3月1日
事業終了日	令和24年（2042年）3月末日

※1 事業者と協議のうえ、設計・建設業務期間に支障ない範囲において、開始時期及び完了時期を変更する場合がある。

※2 「供用開始」は、本施設における一般来庁者へのサービスの開始を意味する。

6. 事業手法

事業手法は、DBO（Design-Build-Operate）方式とする

7. 本施設の構成

本施設は、行政施設及び物販施設から構成される。

(1) 行政施設

行政施設は、次の施設から構成される。

- ① 市役所島松支所
- ② 島松市民センター
- ③ しままつ子どもひろば
- ④ 子育て支援センターしままつ
- ⑤ 図書館島松分館
- ⑥ その他施設

市営駐輪場、来館者駐車場、共用機能、外構等

(2) 物販施設

- ① 来館者の利便性向上を目的とした物販機能を有する施設。

8. 事業者の業務範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。詳細は要求水準書において記述する。

- ① 統括管理業務
- ② 既存駐輪場等解体撤去復旧業務
- ③ 設計業務
- ④ 建設・工事監理業務
- ⑤ 維持管理業務
- ⑥ 運営業務

9. 恵庭市の業務範囲

恵庭市（以下「本市」という。）が実施する主な業務の範囲は、次のとおりとする。

- ① 既存施設から本施設への引越し業務
- ② 市役所島松支所の運営業務
- ③ 図書館島松分館の運営業務

※運営業務は、本市が別途指定する指定管理者が図書の貸出などの運営を行うため、事業者は維持管理業務として、書棚など施設設備品の維持管理を行うこと。詳細は要求水準書に記述する。

- ④ 市営駐輪場の運営業務

※運営業務は、本市が別途指定する指定管理者が駐輪場の整理・撤去作業などの運営を行うため、事業者は維持管理業務として、サイクルラックや舗装部の維持管理を行うこと。詳細は要求水準書に記述する。

- ⑤ 本施設に係る光熱水費などの支払

10. 事業者の収入

(1) 業務の対価

本市は、事業者に以下の業務に係る対価について、事業契約においてあらかじめ定める

額を支払うものとする。詳細は別添7業務対価の支払い方法および改定の方法において示す。

- ① 既存駐輪場等解体撤去復旧、設計、建設・工事監理業務
- ② 維持管理・運営業務・統括管理業務

(2) その他の収入

利用者からの利用料の徴収については、市が事業者を指定管理者に指定し、地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者が施設の利用に係る料金の収入として收受できるものとする。

- ① 貸会議室業務に係るもの

事業者は、貸会議室の業務を実施することで獲得する利用料は、事業者の収入とする。
なお、利用料の単価については、別途市が定める設置条例による。

- ② 自主事業（物販事業、施設活用による教室等）に係るもの

事業者は、自主事業の運営により獲得する収益は、事業者の収入とする。

- ③ 自主事業による施設の利用料に係るもの

事業者は、自主事業により第三者に施設を貸付ける場合の利用料の単価については、別途市が定める設置条例による。

なお、事業者が直接実施する事業により施設を利用する場合については、無償とする。

1 1. 事業者の負担の区分

- ① 10 (1) の業務に要する費用

業務対価において充てるものとする。なお、維持管理業務における修繕費用を含むものとする。

- ② 自主事業に係る費用

事業者は自らの提案で行う自主事業は、自らの費用と責任において実施する。

1 2. 事業費限度額

本事業の限度額は、以下に示すとおりとする。

限度額：2,502,254,700円（消費税及び地方消費税を含む。）

（限度額のうち、「既存駐輪場等解体撤去復旧・設計・建設・工事監理業務」の限度額は1,803,890,000円（消費税及び地方消費税を含む。）、「統括管理・維持管理・運営業務」の限度額は698,364,700円（消費税及び地方消費税を含む。）とすること。）

1 3. 事業期間終了時の取扱い

- ① 業務の引継

本市への業務の引継は、事業期間内に行うものとする。

なお、事業者は、維持管理及び運営業務が円滑に継続されるように適切な引継業務を行うとともに事業者の引継業務に係る費用は事業者自らが負担しなければならない。

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、本事業の趣旨及び条件を十分理解した上で、応募希望者の自由な提案を期待して、公募型プロポーザル方式（随意契約）により行う。

第1次審査（以下「資格審査」という。）は、本事業への参加資格要件を満たしているかを確認する資格審査を行う。第2次審査（以下「定量化審査」という。）は、第1次審査を合格した応募者の提案書類について定量化審査を行う。

応募者は、以下の参加資格要件をすべて満たす者とする。

(1) 募集要項及び別添資料一覧

- ① 募集要項
- ② 別添1：要求水準書
- ③ 別添2：優先交渉権者決定基準
- ④ 別添3：基本協定書（案）
- ⑤ 別添4：基本契約書（案）
- ⑥ 別添5：設計施工一括契約書（案）
- ⑦ 別添6：指定管理者基本協定書（案）
- ⑧ 別添7：業務対価の支払い方法および改定方法
- ⑨ 別添8：モニタリング措置要領
- ⑩ 別添9：様式集

※上記資料一式を、以下「募集要項等」という。

※上記資料の一式のうち、「別添4・5・6」を総称して、以下「事業契約書（案）」と
いう。

(2) 応募希望者の構成

応募希望者の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 応募者は、複数の者で構成するグループとする。
- ② 応募者は、代表企業、構成企業、及び協力企業（特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する場合）で構成する。
- ③ 応募者の企業数の上限は任意とするが、応募者の構成企業は本事業の実施に関して、それぞれ適切な役割を担うものとし、資格審査申請書類の提出時に応募者の構成企業が本事業において果たす役割を明らかにすること。
- ④ 応募者には、恵庭市内に本社を有する企業を少なくとも1者以上含めること。
- ⑤ 設計、工事施工における恵庭市内企業の活用や、運営業務における恵庭市内での雇用に努めること。
- ⑥ 応募手続きは代表企業が行うこと。
- ⑦ 資格審査申請書類の提出以降は、応募者の構成企業の変更は原則として認めない。
- ⑧ 応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできない。

(3) 構成企業の制限

応募者の構成企業は、次の各号をすべて満足すること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 恵庭市の競争入札参加資格者名簿登録されている者であること。
- ③ 恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領による指名停止を受けていない者であること。
- ④ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、または同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）に基づく破産申立てがなされている者でないこと。また、破産者で復権を得ない者でないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続きの開始がされている者でないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て、または通告を受けた者でないこと。
- ⑧ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ⑨ 国税または地方税を滞納している者でないこと。
- ⑩ 役員等（役員または支店もしくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者でないこと。
- ⑪ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- ⑫ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしたと認められる者でないこと。
- ⑬ 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められる者でないこと。
- ⑭ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- ⑮ 下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が⑪から⑯までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者でないこと。
- ⑯ 恵庭市が本事業に係る「(仮称) 島松地区複合施設整備事業者選定支援委託業務」等を受託している者と資本面あるいは人事面において関連がある者でないこと。なお、

「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。なお、本事業においてアドバイザリー業務等を行う者は、以下のとおりである。

- ・株式会社ドーコン
- ・村松法律事務所

(4) 応募希望者の参加資格要件

次の各号を応募グループ全体ですべて満足すること。なお、複数の業務に係る要件を満たす者は、当該複数業務を実施することができるが、建設業務と工事監理業務は、同一の企業、又は資本若しくは人事等において一定の関連がある者同士が実施してはならない。また、

業務及び建設業務を複数の企業で行う場合は、共同企業体（以下、「JV」という。）を組成すること。

① 解体撤去業務を行う者

以下の a から b の全ての要件を満たすこと。ただし、JV が当該業務を行う場合は、少なくとも一者が以下の a から b の全ての要件を満たすこと。

- a 恵庭市競争入札参加資格者名簿（工事）に登録されていること。なお、解体業務を行う者が、参加資格者名簿に登録されていない場合、参加資格確認申請書類の提出までに恵庭市競争入札参加資格申請と同様の書類を提出し、本市の確認を受けること。
- b 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく建築一式工事又は解体工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

② 設計業務を行う者

以下の a から c の全ての要件を満たすこと。ただし、JV が当該業務を行う場合は、少なくとも一者が以下の a から c の全ての要件を満たし、その他の者は、a 及び b の要件を満たすこと。

- a 恵庭市競争入札参加資格者名簿（設計等）に登録されていること。なお、設計業務を行う者が、参加資格者名簿に登録されていない場合、参加資格確認申請書類の提出までに恵庭市競争入札参加資格申請と同様の書類を提出し、本市の確認を受けること。
- b 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一级建築士事務所登録を行っていること。
- c 平成 26 年度（2014 年度）以降に、延床面積概ね 1,500 m²以上の公共施設又は複合施設の実施設計を元請として受託し、かつ履行完了した実績を有すること。

③ 建設業務を行う者

以下の a から c の全ての要件を満たすこと。ただし、JV が当該業務を行う場合は、少なくとも一者が以下の a から c の全ての要件を満たし、その他の者は、a 及び b の要件を満たすこと。

- a 恵庭市競争入札参加資格者名簿（工事）に登録されていること。なお、建設業務を行う者が、参加資格者名簿に登録されていない場合、参加資格確認申請書類の提出までに恵庭市競争入札参加資格申請と同様の書類を提出し、本市の確認を受けること。
- b 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- c 平成 26 年度（2014 年度）以降に、延床面積概ね 1,500 m²以上の公共施設又は複合施設の建設工事を元請として請け負い、かつ履行完了した実績を有すること。

④ 工事監理業務を行う者

以下の a から c の全ての要件を満たすこと。ただし、JV により当該業務を行う場合は、少なくとも一者が以下の a から c の要件を満たし、その他の者は、a 及び b の要件を満たすこと。

- a 恵庭市競争入札参加資格者名簿（委託）に登録されていること。なお、工事監理業務を行う者が、参加資格者名簿に登録されていない場合、参加資格確認申請書類の提出までに恵庭市競争入札参加資格申請と同様の書類を提出し、本市の確認を受けること。
- b 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。
- c 平成 26 年度（2014 年度）以降に、延床面積概ね 1,500 m²以上の公共施設又は複合施設の建設工事の工事監理を元請として受託し、かつ履行完了した実績を有すること。

⑤ 維持管理業務を行う者

以下の a の要件を満たすこと。ただし、建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、警備業務及び清掃業務を行う者については、b の要件も満たすこと。JV により維持管理業務を行う場合は建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、警備業務及び清掃業務を行う者のうち少なくとも一者が a 及び b の要件を満たし、その他の者は a の要件を満たすこと。

- a 恵庭市競争入札参加資格者名簿（物品・役務のうち本事業における維持管理業務に関する業種に該当する中分類（19. 人的委託業務【1. 「機械警備」2. 「建物警備」5. 「建物清掃」8. 「施設管理」】20. 技術的委託業務【1. 「保守点検」】）のいずれかに登録されていること。なお、維持管理業務を行う者が、参加資格者名簿に登録されていない場合、参加資格確認申請書類の提出までに恵庭市競争入札参加資格申請と同様の書類を提出し、本市の確認を受けること。
- b 平成 26 年度（2014 年度）以降に、公共施設又は複合施設の維持管理業務を継続して 1 年以上受託した実績を有すること。

⑥ 運営業務を行う者

次の業務を実施する者が以下要件を満たすこと。

- a 物販施設の運営業務を実施する場合、必要に応じて食品衛生法などの法律要件を満たしていること。
- b 自動販売機運営業務を実施する者は、取り扱う品目に応じて必要な許可を得ている者

であること。

C 平成 26 年度（2014 年度）以降に、子育て施設などの運営業務の実績を有すること。

（5） 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加資格確認審査書類の受付日とする。

なお、参加資格確認基準日の翌日から本市による優先交渉権者の決定の日までの間に、応募者が参加資格を満たさなくなったと認められる場合は、本市はその時点で当該応募者を審査の対象としない。

（6） SPC の設立に関する要件

SPC の設立は、任意とする。SPC を設立する場合は、仮契約締結までに会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社を恵庭市内に設立すること。

① SPC の目的は、本事業の実施のみであること。

② SPC への出資は代表企業、構成企業すべてによるものとし、代表企業、構成企業及び協力企業以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は 50% を超えるものとし、設立時から運営期間内はこれを維持すること。

③ すべての出資者は、事業契約終了まで特別目的会社の株式を保有し、恵庭市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

2. 事業者の募集及び選定スケジュール

本事業における事業者の募集及び事業者の選定スケジュールは、次のとおりである。

	項目	日程
1	募集要項等の公表・配布	令和 6 年 9 月 12 日
2	募集要項等に関する質問受付	令和 6 年 9 月 13 日～19 日
3	募集要項等に関する回答	令和 6 年 10 月 9 日
4	参加資格審査申請書類の受付	令和 6 年 10 月 11 日～17 日
5	参加資格審査結果の通知	令和 6 年 10 月 29 日
6	提案書類の受付	令和 6 年 12 月 10 日
7	優先交渉権者の決定・公表	令和 7 年 1 月中旬
8	基本協定および事業仮契約の締結	令和 7 年 1 月下旬
9	本契約の締結（議会の議決）	令和 7 年 2 月中旬

3. 募集要項等の公表

募集要項等は、本市のホームページにて公表する。

4. 募集要項等に関する質問等の受付及び回答

募集要項等の記載内容に関する質問等の受付を以下のとおり行う。なお、応募希望者から提出された質問等について、必要と判断した場合にはヒアリングを行う。

(1) 質問の受付期間

令和6年9月13日(金)～令和6年9月19日(木) 17時まで

(2) 提出方法

募集要項等に関する質問書（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。なお、電子メール送信後、土日祝を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信が無い場合は、第9章4の問合せ先に電話にて連絡すること。

(3) 提出先

担当：恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課

E-mail : machi@city.eniwa.hokkaido.jp

(4) 回答方法

募集要項等に関する質問への回答は、参加資格に関するものは、「令和6年10月4日(金)」までに、その他に関するものは、「令和6年10月9日(水)」までに恵庭市ホームページで公表する。なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。また、不当に混乱を招くことが危惧されると判断した質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

5. 参加資格確認に関する手続

(1) 参加表明書及び参加資格確認書類等の受付

応募者は、以下の要領にて、様式集及び記載要領で定める参加表明書及び参加資格確認書類等を提出し、本市の参加資格確認を受けなければならないものとする。

① 提出要領

・提出書類

別添9：「様式集」に示すとおりとする。

・提出方法

持参又は書留郵便とする。

・提出期限

令和6年10月11日(金)～10月17日(木) 17時必着（郵便も同様）

・提出場所

第5章4とする。

(2) 参加資格確認結果の通知

本市は、令和6年10月29日(火)までに、参加表明を行った者に対し、参加資格の確認結果を個別に通知する。なお、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(3) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加表明を行った者のうち、参加資格審査結果の通知により参加資格がないと認められた者は、本市に対し、令和6年11月1日(金)までに参加資格がないと認められた理由を問う書面を郵送にて提出することにより説明を求めることができる。

6. 提案書類の受付

参加資格審査通過者は、提案書類を次のとおり提出すること。

① 提出要領

- ・提出書類

別添9：「様式集」に示すとおりとする。

- ・提出日時

令和6年12月10日（火）9時～17時まで

- ・提出方法

持参とする。

- ・提出場所

第5章4とする。

7. プрезентーションの実施

本市は、提案審査書類を提出した者を対象に、提案内容のプレゼンテーション及び提案審査書類に対するヒアリングを行う。実施時期は令和7年1月中旬を予定している。これらの日時等の詳細は、提案審査書類の提出者に対して個別に通知する。

8. 優先交渉権者の決定

日時や場所等の詳細については決定次第各参加に通知する。

（1） 日時

令和7年1月中旬（予定）

- ・実施方法

別添2：優先交渉権者決定基準に従い、最優秀提案者を選定する。

（2） 優先交渉権決定後の手続

① 基本協定の締結

本市と優先交渉権者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的事務に関する事項、役割、SPCを設立する場合はそれに関する事項等を規定した基本協定を締結する。詳細は基本協定書（案）による。

② 提案概要書の公表

本市は、優先交渉権者から提出された様式集及び記載要領に定める提案概要書を公表する予定としているため、優先交渉権者は、提案概要書を作成とともに、その公表に協力するものとする。

③ SPC の設立等

SPCを設置する場合は、仮契約の締結前までに、SPCを恵庭市内に設立しなければならないものとする。

④ 仮契約の締結、事業契約の締結

本市は、本事業に関する事項を包括的かつ詳細に規定した仮契約を締結し、議会での議決を経た上で事業契約を締結する。詳細は事業契約書（案）による。

第3章 提案書類の審査

1. 審査方法

(1) 提案書類の審査

本事業は、事業者が本市の定める事業参画に必要な資格を有しており、かつ、提案内容が、本市が要求する性能要件を満たすことを前提として、事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービス提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力・ノウハウ・実績等を総合的に評価して選定する。

(2) 選定の方式

本事業の事業者の募集及び選定については、公募型プロポーザル方式によるものとする。

(3) 選定委員会の設置及び評価

優先交渉権者の決定にあたり、客観的な評価を行うために、学識経験者、地域からの推薦者及び市職員から構成される「(仮称) 島松地区複合施設整備事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。) を設置する。

2. 審査事項

審査事項は、優先交渉権者決定基準に示す。

第4章 事業契約に関する事項

1. 基本協定書の締結

本市と優先交渉権者との間で締結する基本協定書の内容は、基本協定書（案）に示す。

基本協定書は、優先交渉権者決定後、本市と優先交渉権者との間で事業契約書の締結に向けてなされる本市と優先交渉権者の双方の協力等について定めるものである。

2. 事業者との仮契約の締結

市は、基本協定に基づいて優先交渉権者と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、事業者と本事業についての仮契約を締結する。

優先交渉権者決定日の翌日から事業契約締結までの間、優先交渉権者が基本協定を締結しないもしくは事業者が事業契約を締結しない場合には、公募型プロポーザルの総合評価における次点の候補者と事業契約締結の手続きを行う場合がある。

3. 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）

仮契約は、議会の議決を経て本契約となる。

4. 契約保証金

契約保証金は、施設整備費に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10以上を納付するものとする。

ただし、事業者が保険会社との間に恵庭市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合等は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

5. 費用の負担

基本協定書及び事業契約書の作成に係る優先交渉権者または事業者側の弁護士費用や印紙代などに要する費用は、優先交渉権者または事業者の負担とする。

6. その他

優先交渉権者が参加資格を欠くような事態が生じた場合またはその他の事由等により契約を締結しない場合は、提案書類の審査における総合得点が優先交渉権者の次に高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合は随意契約により契約を締結する。

第5章 その他事業の実施について必要な事項

1. 応募に伴う費用負担

提案書類作成など応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

2. 情報公開及び情報提供

本事業に係る情報公開は関係法令等に基づき行う。また、情報提供は、適宜、本市ホームページを通じて行う。

3. 提出書類の取扱い

ア 著作権

提出書類の著作権は、原則として応募者に帰属する。ただし、本市は、広報活動等に必要な範囲において、無償で使用できるものとする。

なお、優先交渉権者の提出書類の著作権は、事業契約の締結により本市に使用許諾が付与されるものとする。

イ 特許権等

応募者が提出書類において、第三者が有する特許権等の権利を使用したことによって生じる責任は、応募者が負うものとする。

ウ その他

提出書類は返却しない。

優先交渉権者選定後、優先交渉権者とならなかった応募者の提出書類について、本市は、情報公開が必要な範囲においてその一部を公開する場合がある。

4. 募集要項等に関する問合せ先

募集要項等に関する問合せ先は、以下のとおりとする。

担当	: 恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課
住所	: 〒061-1498 北海道恵庭市京町1番地
電話	: 0123-33-3131 (内線 2335)
F A X	: 0123-33-3137
E-mail	: machi@city.eniwa.hokkaido.jp
ホームページ	: https://www.city.eniwa.hokkaido.jp

